

平成27年9月1日

午前10時開会

議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第14号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第46号 上天草市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第47号 上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第48号 平成27年度上天草市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 9 議案第49号 平成27年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第50号 平成27年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第51号 平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第52号 平成27年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第53号 平成27年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第54号 平成27年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第55号 平成27年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第56号 平成27年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第57号 平成27年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第58号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第19 認定第 1号 平成26年度上天草市歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 2号 平成26年度上天草市水道事業会計決算の認定について
- 日程第21 認定第 3号 平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
- 日程第22 報告第 7号 専決処分の報告について
- 日程第23 報告第 8号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第24 報告第 9号 上天草さんばーる株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(16名)

議長	田中 勝毅				
1番	何川 誠	2番	嶋元 秀司	3番	切通 英博
4番	塩田 真一	5番	何川 雅彦	6番	宮下 昌子
7番	西本 輝幸	8番	高橋 健	9番	小西 涼司
10番	北垣 潮	11番	島田 光久	14番	園田 一博
15番	桑原 千知	16番	渡辺 勝也	17番	津留 和子

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀江 隆臣	教育長	藤本 敏明
総務企画部長	川端 義孝	市民生活部長	緒方 雅文
建設部長	澤村 弘史	経済振興部長	村川 和敬
教育部長	舛本 伸弘	健康福祉部長	野崎 秀満
上天草総合病院事務部長	松本 精史	総務課長	和田 好正
財政課長	坂田 結二	会計管理者	木本 昌亮
水道局長	藤島 幸治		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	山下 正	局長補佐	海崎 竜也
主事	木本 臣英		

開会 午前10時00分

○議長(田中 勝毅君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成27年第4回上天草市議会定例会を開会いたします。

報道機関から撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

それでは会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中 勝毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に16番、渡辺勝也君、17番、津留和子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（田中 勝毅君） 日程第2、会期の決定については、去る7月31日及び8月24日に議会運営委員会が開催され、会期日程などについて協議されておりますので、議会運営委員長からの報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第4回上天草市議会定例会に当たり、7月31日と8月24日に委員会を開催し、調査、審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付しております定例会日程表のとおり、本日9月1日が開会、提案理由説明、7日が議案質疑及び委員会付託、8日、9日の2日間一般質問を行います。

常任委員会は10日、11日、14日の3日間開催することとし、18日を最終日として委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は21件、その内訳は市長提出議案13件、専決承認1件、認定3件、報告3件、発議1件です。

この定例会に付議されます議案等の取り扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等を慎重に審議し、全議案を本会議へ上程することと決定いたしました。

議会運営委員会から発議第3号、上天草市議会会議規則の一部改正の提出を予定しております。本日開催される全員協議会において内容の説明を行い、7日の本会議で追加上程し、審議、採決を行うことに決定いたしました。

今定例会で設置される平成27年決算特別委員会の会期につきましては、予備日を含み、10月20日から23日の4日間とすることに決定いたしました。日程の詳細については特別委員会において決定していただきます。御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うことに決定いたしましたことを御報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（田中 勝毅君） ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり18日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（田中 勝毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成27年4月分から6月分の例月出納検査結果報告書が監査委員から提出され、議会事務局に保管しております。必要な方は閲覧をお願いいたします。

次に、7月23日、全国市議会議長会、第10回、国と地方の協議の場等に関する特別委員会が全国都市会館において開催され、出席いたしましたので御報告いたします。

特別委員会の設置要綱、事務報告、国と地方の協議の場等に関する経過報告が了承されました。

次に、8月4日、八代市において、熊本県城南七市市議会議長会が開催され、熊本県南地域の企業誘致の推進についてが審議されました。地域振興に関する重要案件であるため、来年度の県知事への要望事項とすることに決定し、閉会いたしました。

次に、8月18日、熊本県庁におきまして、熊本県下14市の市議会議長から熊本県知事への要望書を提出いたしました。

熊本県市議会議長会として、地域高規格道路、熊本天草幹線道路の整備の促進並びに熊本都市圏の外環高速道路網の新規計画について、財政的支援も含め、実効性のある措置を講じるよう強く要望してまいりました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（田中 勝毅君） 日程第4、行政報告。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

平成27年第4回定例市議会の開催に当たり、本年6月以降の行政の主な取り組みについて、その概要を御報告いたします。

初めに、総務企画部門についてでございます。

総務課危機管理防災室から、台風15号による被害状況等について御報告申し上げます。

暴風による天草五橋等の全面通行止め、さらに、市内の至るところで停電となり、一部地域では長時間にわたり電力が供給されないなど、ライフラインが一時寸断されました。なかでも樋島地区においては、停電が原因で送水ポンプが停止をいたしまして、6時間近く断水となるなど、日常生活に大きな被害がありました。その際、停電、断水に関する情報を防災行政無線から放送

いたしましたが、聞こえなかった、あるいは鳴らなかったという問い合わせがあり、停電時における情報発信の難しさを改めて感じたところでございます。

本市は高齢化が確実に進んでおりまして、情報の収集・伝達など効率的な防災対策の整備は喫緊の課題であると改めて認識したところでございます。

市所管施設の主な被害といたしましては、永目港あるいは大道漁港の浮き桟橋が崩壊または水没、そして松島総合運動公園アロマにおきましては、施設内のガラスの破損、テニスコートの防風ネットが破れるなどの被害があり、被害件数といたしましては、経済振興部67件、建設部55件、市民生活部1件、健康福祉部2件、教育部28件、水道局3件を確認し、そのほとんどが復旧しているところでございます。

その他、個人家屋等の被害状況につきましては、職員による現地調査を実施した結果、230件余りの被害を確認しております。

次に、本市のまち・ひと・しごと創生推進のため、上天草市まち・ひと・しごと創生推進会議第1回会合を8月27日に開催いたしまして、官民を問わず多様な関係者が出席する中、本市人口推移等の現状の確認等を行うとともに、出席者間において自由闊達な意見交換が行われました。今後、本会議においては、熊本大学政策創造研究教育センター准教授の田中尚人座長のもと、人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定に向けて議論を重ねることとしております。

続きまして、経済振興部門について御報告いたします。

平成27年8月2日に本市と合志市、天草市の3市で、広域連携による異次元の成長戦略に関する協定を締結いたしました。

この協定は、合志市に平成28年2月開設予定の地域間連携共同販売拠点、ふるさと名物こうしマルシェを通じ、3市が地域経済の活性化や交流人口の拡大などを図り、広域連携による仕事と人の好循環による地域全体の創生を実現することを目的とするものでございます。

次に、7月13日、東京都において、スカイネットアジア航空株式会社が首都圏メディア関係者を招いて開催したソラシドトークに出席し、本市のすばらしい景観や豊かな食材を紹介してまいりました。

ソラシドトークとは、広報展開の一環として、毎年、首都圏メディア関係者に対しスカイネットアジア航空株式会社の魅力や取り組みなどをPRし、意見交換を行う懇談会でございます。

今回は、スカイネットアジア航空株式会社と天草地域との間で地域活性化連携協定を締結したことから開催されたもので、参加した多くのメディアを通じて、本市の魅力を首都圏住民にアピールできたと考えております。

次に、8月9日、10日の二日間、韓国の済州島の西帰浦市の中学生や高校生など、約80人に本市を訪れていただきました。この事業は、財団法人西帰浦市教育発展基金が実施した交流事業に応募した生徒を本市と天草四郎観光協会が窓口となり、受け入れたものでございます。九州オルレ松島コースの散策や大矢野中学校の訪問などを通じて交流を図りました。

続きまして、建設部門について御報告いたします。

7月18日から8月2日にかけて、海フェスタくまもとが熊本市を中心に本市を含む7市1町で行われ、本市も開催市として式典等に参加するとともに、期間中には、秋篠宮殿下、妃殿下に本市の概要を説明いたしました。

次に、住宅リフォーム等支援事業について8月3日から受け付けを開始し、8月31日までで26件の交付申請があり、補助金ベースで387万3,000円、工事費総額で約5,809万3,000円の申請がございました。まだ予算に約110万円の余裕があることから、なお一層の周知を図り、地域振興の一助となるよう取り組んでまいります。

続きまして、市民生活部門について御報告いたします。

平成25年4月から開始した窓口業務の民間委託に係る契約期間が、本年9月末日をもって終了することから、引き続き、窓口業務の一部を委託することとし、事業者の企画提案による公募型プロポーザルを7月に実施し、応募のあった3事業者のプレゼンテーションを8月5日に実施しました。

審査の結果、株式会社共立メンテナンスと平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3カ年の契約を締結したところでございます。今後も事務の効率化や窓口業務における市民サービスのさらなる向上に努めてまいります。

続きまして、健康福祉部門について御報告いたします。

昨年度に引き続き実施されることとなった子育て世帯臨時特例給付金につきましては、6月1日から申請受付を開始し、8月20日までに1,637人の申請を受け付けました。

また、子育て世帯に対する子育て支援並びに地元消費を喚起するため実施する子育て応援券事業につきましては、中学生までの児童の保護者に対し、児童1人につき5,000円の応援券の申請、交付を8月10日から実施しております。

保健事業につきましては、第3回天草医療インターンシップ・上天草市多職種連携研修会を熊本大学大学院H I G Oプログラムとの主催により、8月22日から23日にかけて開催いたしました。この研修会は、天草の地域医療を担う人材の育成・確保を図るとともに、特定健診の受診率を高めることを目的とし、熊本大学大学院の医学部、薬学部の学生をはじめ、医師、薬剤師、看護師等の医療関係者や介護関係者、行政職員等あわせ約70名が参加いたしました。今後、本市においても平均寿命の延伸はもちろんのこと、健康寿命の延伸に向けた取り組みをさらに強化してまいります。

住民健診につきましては、7月から8月にかけて、市内30会場で実施しました。台風接近に伴い中止した会場分と受診漏れの方につきましては、11月に2回実施する予定でございます。

最後に、教育部門について御報告いたします。

まず、学務課におきましては、去る7月31日に、上天草市いじめ問題対策連絡協議会及び上天草市いじめ問題専門委員会を開催いたしました。会議では、連絡協議会委員15名、専門委員5名に委嘱状を交付し、いじめ問題への対応について積極的な協議がなされました。

また、同日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により定められました、

市長と教育委員会との総合教育会議を開催しました。会議では、教育に関する大綱の策定に関する協議、その他教育を行うための諸条件の整備、教育等に関する重点的施策について意見交換を行いました。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（田中 勝毅君） これで行政報告は終わりました。

- | | | |
|--------|---------|-------------------------------------|
| 日程第 5 | 承認第 14号 | 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて |
| 日程第 6 | 議案第 46号 | 上天草市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 47号 | 上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 48号 | 平成27年度上天草市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第 9 | 議案第 49号 | 平成27年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号） |
| 日程第 10 | 議案第 50号 | 平成27年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 11 | 議案第 51号 | 平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 12 | 議案第 52号 | 平成27年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 13 | 議案第 53号 | 平成27年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 14 | 議案第 54号 | 平成27年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 15 | 議案第 55号 | 平成27年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 16 | 議案第 56号 | 平成27年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第 17 | 議案第 57号 | 平成27年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第 18 | 議案第 58号 | 市道路線の廃止及び認定について |
| 日程第 19 | 認定第 1号 | 平成26年度上天草市歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 20 | 認定第 2号 | 平成26年度上天草市水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 21 | 認定第 3号 | 平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について |
| 日程第 22 | 報告第 7号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 23 | 報告第 8号 | 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 24 | 報告第 9号 | 上天草さんぱーる株式会社の経営状況を説明する書類の提出について |

○議長（田中 勝毅君） 日程第5、承認第14号から日程第24、報告第9号までの以上20件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 平成27年第4回上天草市議会定例会に提案します議案について御説明いたします。

今定例会には、専決処分の報告並びにその承認を求めることについての専決処分の承認を求める議案1件、上天草市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例議案を2件、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第6号）など予算議案10件、市道路線の廃止及び認定についてのその他議案1件、平成26年度上天草市歳入歳出決算の認定についてなどの認定議案3件、専決処分の報告についてなど報告議案3件、計20議案を提出いたします。

各議案の詳しい内容につきましては所管部長より説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては御審議いただきまして、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、執行部より順次議案内容の説明を求めます。

まず、承認第14号及び議案第46号から議案第48号までの4件を総務企画部長。

○総務企画部長（川端 義孝君） おはようございます。よろしく申し上げます。

承認第14号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第17号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

平成27年度上天草市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり7月15日付で専決処分しましたので、同条3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

予算書の1ページをごらんください。

今回の専決は、姫戸統括支所建設事業等の施行に当たって適正な工期を確保するため、繰越明許費の設定を行ったものでございます。

姫戸統括支所建設に係る工事につきましては、平成27年第3回臨時会において上程された案件でございますけれども、改めて入札手続を行うに当たり適正な工期を確保するために、翌年度に繰り越して予算を使用することができるよう、繰越明許費の設定が必要となったものでございます。

予算書2ページをお願いしたいと思います。

第1表の繰越明許費は、姫戸統括支所建設事業、永目港埋立関連工事及び永目地区公園多目的用地整備工事について適正な工期を確保するために、平成28年度に繰り越す事業費4億338万8,000円を設定するものです。

以上が専決予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、姫戸統括支所建設事業等の施行に当たり適正な工期を確保するため、繰越明許費の設定を行う必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法

第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

御承認のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第46号、上天草市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の2ページ、説明資料の1ページをお願いしたいと思います。

この条例の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、同法に規定する特定個人情報の取り扱い等に関する規定を整備するものでございます。

この条例の主な改正内容は、特定個人情報の取り扱い等に関する特定個人情報の利用の制限、特定個人情報の提供の制限、オンライン結合による制限、開示の請求、訂正等の請求及び罰則について規定するものでございます。

まず、特定個人情報の利用の制限につきましては、番号法第29条第1項の規定と同趣旨の内容を条例に規定するものでございます。

特定個人情報の提供については、番号法第19条に規定されており、同法第19条各号のいずれかに該当する場合に、特定個人情報の提供が可能であることから、同法の内容を条例に規定するものでございます。

オンライン結合の制限につきましても、番号法第19条の規定により、特定個人情報の提供が制限されていることから、原則実施機関ごとの特定個人情報のオンライン結合による提供が制限されるため、同法第19条の規定により、特定個人情報を除く個人情報を対象とする規定とするものでございます。

開示の請求につきましては、現行条例の開示請求の対象となる保有個人情報に特定個人情報を含む規定といたします。

また、番号法第29条第1項の規定により、特定個人情報の開示請求ができる者を、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人と読みかえられることから、同法の内容を条例に規定するものでございます。

訂正等の請求につきましては、現行条例の訂正等の請求に保有特定個人情報を含む規定とするものでございます。

罰則につきましては、現行条例の罰則規定に、特定個人情報を含める規定とするものでございます。

その他、条例中の文言を適当な表現に改める等の改正も行っております。

この条例の施行日につきましては、番号法の施行日と合わせる必要があることから、説明資料1ページから11ページまでが平成27年10月5日施行、説明資料12ページから14ページまでが平成28年1月1日施行、説明資料15ページから17ページまでが、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行することとし、3段階から成り立っております。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、同法に規定する特定個人情報の取り扱い等に関し、本市の個人情報保護条例に規定する必要があることから、個人情報保護条例の関係規定を整備する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第47号、上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の9ページ、説明資料の18ページをお願いいたします。

この条例の主な改正内容は、社会保障・税番号制度により交付される通知カード及び個人番号カードを再交付する際に徴収する手数料に関する規定の整備と、住民基本台帳カードの交付及び再交付手続きが、平成27年12月をもって終了するため、交付手数料及び再交付手数料に関する規定の削除を行うものでございます。

まず、通知カード及び個人番号カード再交付手数料について御説明いたします。

社会保障・税番号制度により、平成27年10月から国民一人一人に個人番号が付番され、平成28年1月から利用が開始されます。市では、番号法に基づいて個人番号の付番、通知カードによる本人通知、本人申し出による個人番号カードの交付を行うこととなっております。

各カードの初回交付手数料は国が負担するため無料でございますけれども、紛失等による再交付の場合は、本人から手数料を徴する必要があります。このため、条例第2条別表第1に、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の規定を加えるものでございます。

金額につきましては、総務省から参考として示された再交付手数料相当経費と同額としております。

次に、住民基本台帳カード交付手数料及び再交付手数料に関する規定の削除について御説明いたします。社会保障・税番号制度の運用開始に伴い個人番号カードが交付されるため、従来の住民基本台帳カードの交付及び再交付手続は、平成27年12月をもって終了します。

このため、条例第2条別表第1の、住民基本台帳カードの交付手数料及び再交付手数料に関する規定を削除するものでございます。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳カードの交付手数料及び再交付手数料を廃止する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第48号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

皆さんのお手元に説明文を配付しておりますので、読み上げて説明させていただきたいと思っております。なお、50万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

まず、予算書の1ページをごらんください。

今回の補正予算は、歳入では、主に平成26年度決算剰余金、農林水産施設災害復旧費負担金や公共土木施設災害復旧費負担金となっており、歳出では主に農業用施設等災害復旧工事や道路災害復旧工事などでございまして、歳入歳出予算それぞれ14億2,583万7,000円を追加し、予算総額を179億9,386万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。11ページをお願いしたいと思います。

45(款)地方交付税、10(項)地方交付税を普通交付税額確定に伴い2億2,592万9,000円を増額しております。

55(款)分担金及び負担金、10(項)分担金を767万5,000円計上しております。

主な内訳といたしまして、20(目)災害復旧費分担金767万5,000円は、農林水産施設災害復旧費分担金及び単県治山事業受益者分担金の計上です。

65(款)国庫支出金、10(項)国庫負担金を6,080万3,000円増額しております。

内訳としまして、10(目)民生費国庫負担金74万円の増額は、保育所運営費国庫負担金過年度分などの計上でございます。

20(目)災害復旧費国庫負担金6,006万3,000円は、公共土木施設災害復旧費負担金の計上です。

続きまして、12ページをお願いしたいと思います。

65(款)国庫支出金、15(項)国庫補助金を580万9,000円増額しております。

内訳といたしまして、10(目)総務費国庫補助金1,887万5,000円の増額は、番号制度に係る個人番号カード交付事務費補助金及び国の平成26年度補正予算による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の計上でございます。

15(目)民生費国庫補助金136万5,000円の増額は、母子家庭高等職業訓練促進給付金事業補助金の計上です。

30(目)土木費国庫補助金2,942万1,000円の減額は、国からの内示による社会資本整備総合交付金及び港整備交付金の減額と大規模修繕事業補助金の増額によるものでございます。

45(目)商工振興費補助金1,499万円の増額は、前島地区の観光拠点施設整備に係る官民連携手法検討調査に関する先導的官民連携支援事業補助金の計上でございます。

続きまして、13ページをごらんください。

70(款)県支出金、10(項)県負担金を1億6,161万2,000円増額しています。

主な内訳といたしまして、25(目)災害復旧費県負担金1億6,125万円の増額は、農林水産施設災害復旧費負担金の計上です。

続きまして、70(款)県支出金、15(項)県補助金は、1億3,875万8,000円の増額です。

主な内訳といたしまして、15(目)民生費県補助金1億1,584万6,000円の増額は、地域医療介護総合確保補助金、介護基盤開設準備補助金などの計上です。

25(目)農林水産業費県補助金89万7,000円の増額は、水産基盤整備交付金などの計上でご

ざいます。

35(目) 土木費県補助金300万円は、熊本県土砂災害危険住宅移転事業補助金の計上です。

50(目) 災害復旧費県補助金1,876万7,000円は、単県治山事業補助金の計上です。

続きまして、14ページをお願いしたいと思います。

85(款) 繰入金、10(項) 特別会計繰入金は2億254万4,000円の増額です。

内訳といたしまして、10(目) 国民健康保険特別会計繰入金が1億7,708万円の計上、20(目) 介護保険特別会計繰入金が1,546万4,000円の計上、25(目) 公共下水道事業特別会計繰入金が1,000万円の計上となっており、いずれも平成26年度決算剰余金の精算に係る計上でございます。

続きまして、85(款) 繰入金、15(項) 基金繰入金は4億3,714万8,000円の減額です。

内訳といたしまして、10(目) 財政調整基金繰入金4億3,257万3,000円の減額は、平成26年度決算に基づく前年度繰越金により財源不足が解消できる見込みになったことから、財政調整基金からの繰入金をゼロとするための計上でございます。

50(目) 奨学基金繰入金468万円の減額は、平成27年度の奨学資金貸付金の所要額が確定したことに伴う計上でございます。

90(款) 繰越金、10(項) 繰越金7億5,302万9,000円の増額は、平成26年度決算に基づく計上でございます。

続きまして、15ページをごらんください。

95(款) 諸収入、25(項) 貸付金元利収入368万円の増額は、奨学資金貸付収入過年度分の収入額の確定による計上でございます。

続きまして、16、17ページをごらんください。

99(款) 市債、10(項) 市債は、3億222万4,000円の増額です。

内訳といたしまして、50(目) 災害復旧事業債2億80万円は、先般の豪雨災害による被害に対する災害復旧事業に係る農地農林施設債及び公共土木施設債の計上でございます。

55(目) 過疎対策事業債700万円の増額は、スパ・タラソ天草の漏水改修事業の実施に伴う計上のほか、社会資本整備総合交付金及び港整備交付金に係る事業の縮小に伴う減額でございます。

65(目) 臨時財政対策債は、発行可能額の確定による5,552万4,000円の増額でございます。

75(目) 合併特例債1,140万円の減額は、道路改良単独事業の実施に伴う増額のほか、当初予算に計上した小学校施設非構造部材落下防止事業の財源を全国防災事業債に振りかえたことによる減額でございます。

続きまして、17ページをごらんください。

96(目) 全国防災事業債5,030万円は、小学校施設非構造部材落下防止事業の財源を合併特例債から振りかえたことによる計上でございます。

次に18ページから、歳出予算の主な内容について御説明いたします。

10(款)議会費、10(項)議会費は1,107万7,000円の増額でございます。

内訳といたしまして、10(目)議会費1,107万7,000円の増額は、議場内の議会中継設備改修に伴う備品購入費の増額及び政務活動費の減額の計上でございます。

続きまして、19ページをごらんください。

15(款)総務費、10(項)総務管理費は613万5,000円の増額です。

主な内訳といたしまして、30(目)財産管理費722万8,000円の増額は、大矢野庁舎防災設備に係る修繕費、先般の豪雨による道路・水路の土砂撤去に係る機械等使用料、阿村地区法定外水路改修工事費などの計上でございます。

45(目)企画費163万2,000円の減額は、移住相談アドバイザーの報酬について国の地方創生先行型の交付金を活用して、平成26年度に前倒したことによるものでございます。

続きまして、20ページをごらんください。

15(款)総務費、20(項)戸籍住民基本台帳費205万2,000円の増額は、番号制度に係る通知カード・個人番号カード事務に伴う時間外勤務手当及び臨時職員賃金などの計上でございます。

続きまして、22ページをごらんください。

20(款)民生費、10(項)社会福祉費は1億2,981万1,000円の増額です。

主な内訳といたしまして、戻っていただきまして、21ページをお開きいただきたいと思います。

10(目)社会福祉総務費1,357万円の増額は、自立支援医療給付、障害者自立支援介護給付費、臨時福祉給付金給付費などに係る国県負担金の過年度分返還金などの計上でございます。

25(目)老人福祉費1億1,580万円の増額は、介護基盤開設準備補助金及び介護基盤整備補助金の計上です。

続きまして、22ページをごらんください。

20(款)民生費、15(項)児童福祉費273万5,000円の増額は、ひとり親家庭に対する高等職業訓練促進給付金の計上です。

続きまして、25ページをごらんください。

35(款)農林水産業費、10(項)農業費は1,282万8,000円の増額です。

内訳といたしまして、戻っていただきまして、24ページをお願いしたいと思います。

20(目)農業振興費855万円の増額は、ブラッシュアップ商品販路拡大事業など、国の地方創生先行型交付金の上乗せ交付分を活用いたしまして行う事業に係る委託料や臨時職員賃金、青年就農給付金の過年度分返還金などの計上でございます。

40(目)施設監理費400万円の増額は、阿村排水機場施設修繕工事請負費の計上でございます。

35(款)農林水産業費、20(項)水産業費77万3,000円の増額は、水産基盤整備交付金事業の計上です。

続きまして、27ページをごらんください。

40（款）商工費、10（項）商工費は5,590万2,000円の増額でございます。

内訳といたしまして、また戻っていただきまして、26ページをお願いしたいと思います。

15（目）商工振興費は1,636万4,000円の増額です。

内訳といたしまして、当初予算で計上した五橋記念館解体設計委託料、前島園地整備工事、前島地区交差点整備工事、五橋記念館解体工事については事業内容の精査により減額を計上するとともに、五橋記念館・白竜船倉庫解体工事設計業務委託料及び工事請負費、前島屋外トイレ新築工事設計業務委託料、前島地区交差点測量設計委託料、前島地区護岸手すり設置工事請負費、官民連携手法検討調査業務委託料などの増額を計上するものでございます。

続きまして、26ページから27ページをごらんください。

20（目）観光費は3,953万8,000円の増額でございます。

内訳といたしまして、天草四郎公園井水用水中ポンプ取りかえ、スパ・タラソ天草漏水改修工事に係る監理業務委託料、国の地方創生先行型交付金の上乘せ交付分の活用による物産展示販売会及び商談会事業業務委託料、天草地域一体で取り組むV I S I Tあまくさプロジェクト実行委員会に係る負担金、スポーツ合宿等誘致推進助成金などの増額を計上するものでございます。天草観海アルプスファンづくり推進事業委託料の減額は、国の地方創生先行型の交付金を活用して平成26年度に前倒したことによるものでございます。

45（款）土木費、10（項）土木管理費1,040万円の減額は、公共下水道事業の公営企業会計移行業務の財源に起債を充てることから、公共下水道事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

続きまして、28ページをごらんください。

45（款）土木費、15（項）道路橋りょう費は2,198万5,000円の増額でございます。

主な内訳としまして、15（目）道路新設改良費3,964万1,000円の増額は、蔵々下山線道路改良工事請負費、永浦樋合1号線道路改良工事請負費、惣平石広崎線道路改良工事請負費及び電柱移転補償費、東釜1号線道路改良工事請負費及び電柱移転補償費の増額と、古野賤之女線用地購入費の減額の計上です。

20（目）橋りょう維持費854万6,000円の減額は、国からの内示による社会資本整備総合交付金の減額に伴う橋梁総点検業務委託料及び湊大橋補修補強工事請負費の減額の計上です。

25（目）道路舗装費911万円の減額は、環状北線舗装工事、米山星平1号線舗装工事、環状西1号線舗装工事の工事請負費の減額と、天満宮尾越崎線舗装工事、堤治郎田線舗装工事の工事請負費の増額の計上でございます。

続きまして、29ページをごらんください。

45（款）土木費、25（項）港湾費1,746万円の減額は、上天草港（江樋戸港区）改修工事などの計上です。

45（款）土木費、30（項）都市計画費300万円の増額は、土砂災害危険住宅移転事業補助金の計上でございます。

45(款)土木費、35(項)住宅費は、市営住宅改修工事設計監理委託料の減額と樋島団地給水施設調査設計業務委託料の増額で、予算の増減はございません。

続きまして、30ページをごらんください。

55(款)教育費、10(項)教育総務費468万円の減額は、平成27年度の奨学資金貸付金の所要額の確定に伴う減額の計上でございます。

55(款)教育費、15(項)小学校費101万9,000円の増額は、学校用務員の雇用に係る報酬、姫戸小学校の渡り廊下天井修繕費などの増額と、小学校非構造部材落下防止工事請負費などの減額の計上でございます。

続きまして、31ページをごらんください。

55(款)教育費、20(項)中学校費323万8,000円の増額は、大矢野中学校テニスコート法面工事請負費などの計上でございます。

続きまして、33ページをごらんください。

55(款)教育費、30(項)保健体育費246万4,000円の増額は、アロマメインアリーナ内換気装置修繕費、陸上競技場内給水ポンプ修繕費などの計上でございます。

60(款)災害復旧費、10(項)農林水産施設災害復旧費は2億9,575万9,000円の増額でございます。

主な内訳といたしまして、10(目)単独災害復旧費1,220万円の増額は、農業用施設等災害復旧工事(単独)の計上でございます。

15(目)農業用施設等災害復旧費2億5,500万円の増額は、農業用施設等災害復旧工事(補助)の計上でございます。

25(目)治山施設災害復旧費2,815万円の増額は、単独治山工事の計上でございます。

続きまして、34ページをごらんください。

60(款)災害復旧費、15(項)公共土木施設災害復旧費は1億2,849万円の増額でございます。

主な内訳としまして、10(目)道路災害復旧費1億2,349万円の増額は、補助及び単独の道路災害復旧工事に係る測量設計業務委託料及び工事請負費、道路の土砂撤去に係る機械等使用料の計上です。

35(目)公園施設災害復旧費500万円の増額は、花海好公園の園路災害復旧工事の計上でございます。

60(款)災害復旧費、30(項)その他公共施設等災害復旧費815万円の増額は、法定外公共物である里道・水路の災害復旧工事の計上でございます。

続きまして、35ページをごらんください。

70(款)諸支出金、20(項)基金費は7億368万1,000円の増額でございます。

内訳といたしまして、10(目)財政調整基金費7億円の増額は、前年度繰越金及び特別会計からの繰入金を活用して積み立てを行うものでございます。

95(目)奨学基金費368万1,000円の増額は、本年度の奨学資金貸付収入過年度分の収入額の確定による積立額の増額です。

75(款)予備費、10(項)予備費を6,900万3,000円増額しています。

以上が補正予算の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長(田中 勝毅君) 次に、議案第49号から議案第51号まで3件を健康福祉部長。

○健康福祉部長(野崎 秀満君) おはようございます。

それでは、議案書の15ページをお願いいたします。

議案第49号、平成27年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の36ページをお願いいたします。

議案第49号、平成27年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)は、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ4億9,302万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億887万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、40ページの事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入といたしまして、37(款)前期高齢者交付金8,633万2,000円の増額は、交付金額の決定に基づき補正するものでございます。

60(款)繰越金4億668万円につきましては、平成26年度繰越額の確定により補正するものでございます。

65(款)諸収入1万2,000円の増額は、平成25年度老人保健医療費拠出金の額が決定したことによりまして、還付金分を補正するものでございます。

次に、歳出といたしましては、10(款)総務費については款内で2万円予算額の組み替えを行うもので、増減はありません。

17(款)後期高齢者支援金5,354万2,000円の減額、18(款)前期高齢者納付金等37万6,000円の減額、20(款)老人保健拠出金1万円の減額、25(款)介護納付金4,821万3,000円の減額は、それぞれ交付決定に基づき減額補正するものでございます。

50(款)諸支出金3億2,534万9,000円の増額は、実績報告に基づく国、県等への返還金、4,826万9,000円、一般会計繰出金1億7,708万円及び国保財政調整基金への積立金1億円を計上するものでございます。

55(款)予備費2億6,981万6,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が、平成27年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書の16ページをお願いいたします。

議案第50号、平成27年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の47ページをお願いいたします。

議案第50号、平成27年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の補正第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ372万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,971万6,000円とするものでございます。

歳入歳出について、49ページからの事項別明細書により御説明をいたします。

まず、歳入といたしましては、30（款）繰越金372万2,000円の増額は、平成26年度繰越額の確定による補正でございます。

次に、歳出といたしましては、20（款）予備費372万2,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が、平成27年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の17ページをお願いいたします。

議案第51号、平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の51ページをお願いいたします。

議案第51号、平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の補正第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ1億3,770万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億9,104万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、平成26年度繰越額の確定による繰越金及び平成26年度介護給付費確定に伴う国庫支出金等の過年度精算返還金と地域支援事業の新規事業追加の補正が主なものでございます。

詳細につきましては、介護54ページからの事項別明細書により御説明いたします。

まず、歳入といたしましては、10（款）保険料は第1号被保険者保険料173万5,000円の増額、20（款）国庫支出金307万2,000円の増額、30（款）県支出金153万6,000円の増額、45（款）繰入金153万6,000円の増額は、地域支援事業費の包括的支援事業に新たに生活支援コーディネーターを委託する費用として、国、県、市それぞれの負担割合に応じた増額分を補正するものでございます。

50（款）繰越金1億2,982万8,000円の増額は、平成26年度分の繰越金でございます。

次に、歳出といたしましては、25（款）基金積立金6,760万4,000円は、平成26年度保険給付費の確定による過年度精算交付金等を基金として積み立てるものでございます。

35（款）諸支出金6,222万4,000円は、償還金4,676万円の増額と一般会計繰出金1,546万4,000円の増額によるもので、平成26年度介護給付費及び地域支援事業費等の確定により、国庫・県費及び支払基金への精算返還金と一般会計への繰出金を計上するものでございます。

45（款）地域支援事業費787万9,000円の増額は、包括的支援事業の新規事業として、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備推進を目的に生活支援コーディネーターを設置する委託費を計上するものでございます。

以上が、平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第52号を市民生活部長。

○市民生活部長（緒方 雅文君） おはようございます。

議案第52号について御説明いたします。

議案書の18ページをお開きください。

議案第52号、平成27年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊補正予算書の59ページをお開きください。

平成27年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるものとし、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,381万8,000円と定めるものでございます。

今回の補正は、前年度繰越金の発生に伴い、歳入歳出の予算調整のため基金積立金の計上及び予備費の増額を行うものです。

61ページの歳入歳出予算事項別明細書をごらんください。

歳入、25（款）繰越金237万6,000円の計上額は、前年度繰越金です。

歳出、20（款）基金積立金に200万円を計上し、30（款）予備費の総額を50万円から37万6,000円増額し、87万6,000円とするものでございます。

提案理由としましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第53号を建設部長。

○建設部長（澤村 弘史君） おはようございます。

議案第53号について御説明いたします。

議案書の19ページをお願いいたします。

議案第53号、平成27年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

補正予算書の63ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,862万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,593万1,000円とするものです。

65ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正につきましては、公共下水道事業債の限度額を7,320万円とし、過疎対策事業債とあわせて総額を8,290万円とするものでございます。

68ページをお開きください。

歳入の補正につきましては、25（款）繰入金、10（目）一般会計繰入金を1,040万円減額し、30（款）市債、10（目）公共下水道事業債を1,040万円増額するものでございます。

35（款）繰越金1,862万2,000円は、前年度繰越金でございます。

69ページをお願いします。

歳出の主な補正につきましては、10（款）公共下水道費、15（項）下水道管理費の一般会計繰出金は1,000万円の増額等を計上しております。

25（款）予備費につきましては、歳入歳出予算の総額の調整を行うため795万4,000円を増額するものでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第54号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎 秀満君） それでは、議案書の20ページをお願いいたします。

議案第54号、平成27年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の70ページをお願いいたします。

議案第54号、平成27年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ580万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億7,801万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算について、72ページの事項別明細書で御説明をいたします。

まず、歳入といたしまして、30（款）繰越金580万8,000円の増額は、平成26年度の後期高齢者医療特別会計の決算に伴い前年度繰越金が確定したため、繰越金を補正するものでございます。

歳出といたしまして、30（款）予備費580万8,000円の増額は、歳入歳出の調整額によるもの

でございます。

以上が、平成27年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第55号を総務企画部長。

○総務企画部長（川端 義孝君） よろしく申し上げます。

議案書の21ページ、議案第55号、平成27年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

予算書の74ページをお願いしたいと思います。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出予算それぞれ332万1,000円を追加し、予算総額を5,627万8,000円とするものでございます。

予算書の75ページをお願いいたします。

歳入につきましては、15（款）繰越金、10（項）繰越金332万1,000円を増額しております。これは、平成26年度電気事業特別会計の繰越金確定額を計上したものでございます。

歳出につきましては、50（款）予備費、10（項）予備費に332万1,000円を増額しております。

以上が補正予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（田中 勝毅君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、議案第56号を水道局長。

○水道局長（藤島 幸治君） 議案書の22ページの議案第56号、平成27年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条、平成27年度上天草市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、平成27年度上天草市水道事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の当初予算額に、それぞれ13万2,000円を増額し、予算額を9億1,459万9,000円とするものでございます。

詳細について3ページからの実施計画書で説明いたします。

収入につきましては、宇土市への譲渡水関連の収入で13万2,000円の増額となります。

5ページからの支出について説明いたします。

1(款)水道事業費用、1(項)営業費用、1(目)原水及び浄水費で委託料97万2,000円の減額は、水質検査契約額の確定と湯島簡易水道費への水質検査委託を組み替えることによる減額です。

動力費の50万円の減額は、前年度実績を参考にした予算調整です。

受水費77万9,000円の増額は、平成27年度がうるう年であるため、受水費を一日分増額するものです。

2(目)配水及び給水費の給料、手当、賞与引当金繰入、法定福利費については、職員の定期異動によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

委託料の300万円の減額は、アセットマネジメント委託を建設改良費として実施するための組み替えです。

動力費200万円の減額は、燃料代引き下げに伴うものでございます。

材料費80万円は、貯蔵品の振りかえによる増額。

4(目)総係費の給料、手当、賞与引当金繰入、法定福利費につきましては、職員の定期異動に伴う増減となります。

7ページをお願いいたします。

5(目)簡易水道費の修繕費100万円の増額は、湯島浄水場のろ過前処理機の修繕費用です。

8ページをお願いいたします。

7(目)試算減耗費は、固定資産除却費120万円の減となります。

2(項)営業外費用の614万円の増額は、企業債利息の確定による減額と消費税及び地方消費税の調整によるものでございます。

4(項)予備費の89万8,000円の増額は、予算調整によるものでございます。

補正予算書1ページに戻りまして、第3条、資本的収入及び支出でございます。

平成27年度上天草市水道事業会計予算の第4条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,766万円を3億5,548万8,000円に改め、過年度損益勘定留保資金3億4,713万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額835万1,000円で補填するものと改めまして、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

詳細について9ページの予算書により説明いたします。

資本的収入の増減補正はありません。

10ページからの資本的支出について説明いたします。

1(款)資本的支出、1(項)建設改良費、1(目)建設改良費の委託料の300万円の増額は、水道事業費からの組み替えによる増額でございます。給料、手当、賞与引当金繰入、法定福利費

につきましては、人事異動による減額となります。

2（目）営業設備費の量水器購入費100万円の増額は、樋合配水池の電磁流量計が故障したため、購入する費用となります。機械及び装置購入費の140万7,000円の増額は、配水池の水位管理器材や水質計等の購入費を増額します。

2（項）企業債償還金の251万2,000円増額は、繰上償還等によるものでございます。

提案理由でございます。予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法施行令第18条第3項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第57号を病院事務部長。

○上天草総合病院事務部長（松本 精史君） 議案書の23ページをお願いいたします。議案第57号について、御説明いたします。

平成27年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊補正予算書1ページをお願いいたします。第2条から御説明いたします。

平成27年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算の第4条、本文括弧書を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,016万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,368万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,648万2,000円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

詳細につきましては、10ページの予算説明書で御説明いたします。

第1款資本的収入、第1項企業債を1,861万1,000円増額いたしまして、7億7,301万1,000円に、第2項補助金をへき地医療拠点病院設備整備事業費補助金事業の不採択によりまして1,666万9,000円を減額し270万円とし、資本的収入額で194万2,000円増額となりまして、資本的収入額合計が11億4,680万1,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目病院整備費、第2節器械及び備品購入費を透析用の医療機器購入によりまして194万2,000円増額し、建設改良費を9億9,474万2,000円とし、資本的支出額を13億5,696万7,000円とするものでございます。

補正予算書1ページに戻りまして、第3条では、予算第6条で決めました、起債の限度額7億5,440万円を先程、資本的収入で御説明いたしました、7億7,301万1,000円とするものでございます。

補正予算書に关します説明書、参考書類を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

議案書に戻りまして、提案理由でございます。予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第58号を建設部長。

○建設部長（澤村 弘史君） 議案第58号、市道路線の廃止及び認定について説明をいたします。

議案書24ページ、議案資料の20ページをお開きください。

大矢野町上地区の大手原区長より市道の認定申請が提出され、現地及び関係書類を確認したところ、上天草市市道路線の認定及び廃止に関する要綱の認定条件に適合するため、今回、認定するものでございます。

申請された路線は、市道大手原西迫線の終点部から南東へ657.9メートル追加するため、一旦、現在の路線を廃止し、追加箇所を含めて改めて認定を行う必要がございます。

市道路線の廃止及び認定するためには、道路法第10条第3項及び同法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（田中 勝毅君） 次に、認定第1号を総務企画部長。

○総務企画部長（川端 義孝君） よろしく申し上げます。議案書の25ページになります。

認定第1号、平成26年度上天草市歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙で平成26年度会計別の決算を配付しておりますけれども、この中で歳入決算額と歳出決算額、差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支という欄を読み上げて御説明させていただきます。

最初に一般会計です。

250ページをごらんください。

歳入総額195億2,597万9,073円、歳出総額186億85万5,507円、差引額9億2,512万3,566円、翌年度へ繰り越すべき財源7,209万4,258円、実質収支額8億5,302万9,308円になります。

次に、国民健康保険特別会計です。

286ページをお願いします。

歳入総額52億5,674万9,073円、歳出総額47億5,006万8,436円、差引額5億668万637円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は5億668万637円になります。

続きまして、診療所特別会計です。

304ページをごらんください。

歳入総額7,386万9,535円、歳出総額7,014万6,626円、差引額372万2,909円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は372万2,909円になります。

次に、介護保険特別会計です。

338ページをごらんください。

歳入総額36億741万3,890円、歳出総額34億7,758万9,743円、差引額1億2,982万4,147円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は1億2,982万4,147円になります。

次に、斎場特別会計です。

352ページをごらんください。

歳入総額2,346万1,775円、歳出総額2,108万5,265円、差引額237万6,510円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は237万6,510円になります。

次に、天草四郎メモリアルホール特別会計です。

368ページをごらんください。

歳入総額3,017万4,861円、歳出総額3,023万7,469円、差引額が6万2,608円の不足となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額も6万2,608円の不足になります。

不足額につきましては、翌年度の歳入を繰上充用することとし、4月28日付の専決処分により、一般会計繰入金を増額して対応しております。

次に、公共下水道事業特別会計です。

386ページをごらんください。

歳入総額4億2,594万962円、歳出総額4億572万7,161円、差引額2,021万3,801円、翌年度へ繰り越すべき財源は159万1,000円、実質収支額は1,862万2,801円になります。

次に、物揚場造成事業特別会計です。

398ページをごらんください。

歳入総額840万7,885円、歳出総額1,044万3,140円、差引額が203万5,255円の不足となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額も203万5,255円の不足になります。

不足額につきましては、翌年度の歳入を繰上充用することとし、4月28日付の専決処分により、一般会計繰入金を増額して対応しております。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

414ページをごらんください。

歳入総額3億6,698万4,667円、歳出総額3億6,117万5,920円、差引額は580万8,747円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は580万8,747円になります。

次に、電気事業特別会計です。

426ページをごらんください。

歳入総額1,785万4,756円、歳出総額1,453万3,393円、差引額332万1,363円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は332万1,363円になります。

以上でございます。御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、認定第2号を水道局長。

○水道局長（藤島 幸治君） 議案書の26ページをごらんください。

認定第2号、平成26年度上天草市水道事業会計決算の認定について説明いたします。

地方自治法第96条第1項第3号及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員

の意見を付して認定をお願いするものでございます。

別冊の、水道事業決算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出について説明いたします。

最初に、収入でございます。

第1款水道事業収益は、予算額9億4,912万9,000円に対しまして決算額9億3,671万2,028円となり、1,241万6,972円の減額となりました。内訳につきましては、10ページから11ページに掲載しておりますので、後ほどごらんください。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用は、予算額9億4,912万9,000円に対しまして決算額8億9,702万9,375円となり、不用額は5,209万9,625円でございます。

内訳につきましては、12ページから16ページまでに項目ごとに記載しておりますので、後ほどごらんください。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

第1款資本的収入は、予算額7,018万円に対しまして決算額4,313万8,787円となり、企業債の借入れを抑えたことで2,704万1,213円の減額となりました。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は、予算額4億1,410万円に対しまして決算額3億7,730万5,915円となり、不用額は3,679万4,085円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億3,416万7,128円は、過年度分損益勘定留保資金3億2,752万8,487円及び当年度分消費税資本的収支調整額663万8,641円で補填しております。

内訳につきましては、17、18ページに各項ごとに掲載しておりますので、後ほどごらんください。

25ページをお願いします。

事業報告書について説明いたします。

①給水状況では、給水人口が前年に比べ443人の減少で、2万5,992人となりました。また、利用者の使用された年間給水量は239万4,573トンで、前年度に比べて5万6,278トン、約2.3%の減少となりました。

②財政状況では、営業収益と営業外収益に特別利益を加えた合計額、税抜でございますが、8億7,970万68円から、営業費用及び営業外費用を加えた支出合計額8億4,645万8,810円を差し引いた3,324万1,258円が当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金1,295万4,102円及びその他未処分利益剰余金変動額5億9,379万3,204円と合わせて、6億3,998万8,564円が当年度未処分利益剰余金となり、決算の認定を受けた後に、翌年度繰越利益剰余金は5ページに記載の剰余金処分計算書(案)のとおり6億2,240万7,872円となります。

③建設改良工事では、大潟ポンプ場送水管布設替工事を初めとして22件、7,013万3,307円を実施いたしました。内容につきましては28ページをごらんください。

また、固定資産購入費として1,482万2,925円の予算により、量水器、電磁流量計、加圧ポンプ、検針用機器等を購入しております。内容につきましては、30ページをごらんください。

以上で認定第2号についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、認定第3号を病院事務部長。

○上天草総合病院事務部長（松本 精史君） 認定第3号について御説明いたします。

議案書27ページをお願いいたします。

認定第3号、平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見書を付して認定をお願いするものでございます。

別冊の病院事業決算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について御説明いたします。

最初に収入でございます。

第1款病院事業収益、予算額合計37億9,692万円に対しまして決算額37億548万3,419円ございました。予算に比べ、9,143万6,581円の減額でございました。うち、消費税及び地方消費税額は1,266万7,000円となっております。

収入決算額の内訳でございますけれども、第1項から第20項まで記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

2ページをお願いいたします。

次に、支出でございます。

第1款病院事業費用、予算額合計50億7,470万5,000円に対しまして決算額48億3,514万4,003円ございまして、不用額2億3,956万997円となっております。

支出の決算額内訳は、第1項から第10項まで、記載のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

第1款資本的収入、予算額合計12億927万5,000円に対しまして決算額3億3,857万5,000円ございました。予算に比べ、8億7,070万円の減額となっております。これは、看護学校工事のおくれによるものでございます。

収入の決算額の内訳といたしまして、第1項企業債1億2,510万円、第2項補助金3,223万8,000円、第3項出資金1億8,123万7,000円、第4項固定資産売却代金は発生しておりません。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出、予算額合計13億9,752万8,000円に対しまして決算額5億2,613万8,238円。

翌年度繰越額8億6,746万9,134円でございます、不用額392万628円となりました。

支払い消費税及び地方消費税額が1,501万1,647円となっております。

支出の決算額の内訳といたしまして、第1項建設改良費2億310万2,274円、第2項企業債償還金3億1,919万5,964円、第3項投資384万円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,756万3,238円は、当年度資本的収支調整額1,501万1,647円、過年度損益勘定留保資金8,205万4,328円、当年度損益勘定留保資金9,049万7,263円で補填しております。

次に、16ページをお願いいたします。

事業報告書の総括事項でございます。

本文の7行目から説明させていただきます。入院、外来患者数全体では、延べ18万9,751人で前年度と比較して3,997人、2.2%の増加となり、総収入（税抜き）では36億9,281万6,419円で、前年度と比較して1億9,547万2,790円、5.6%の増となりまして、総費用（税抜き）では48億5,091万6,481円で、前年度と比較いたしまして14億2,323万2,690円、41.5%の増加となりました。

この結果、平成26年度は会計制度の変更に伴います退職給付金引当金の計上によりまして、11億5,810万62円の純損失となりました。

資本的収支につきましては、資本的収入が3億3,857万5,000円に対しまして資本的支出5億2,613万8,238円で、1億8,756万3,238円の不足となりましたが、これにつきましては、当年度資本的収支調整額及び過年度損益留保資金等で補填いたしました。

以降、詳細につきましては貸借対照表、損益計算書及び附属書類を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、ページを戻りまして15ページをお願いいたします。

平成26年度上天草市立上天草総合病院事業欠損金処理計算書（案）でございます。

当年度の未処理欠損金が11億5,810万62円となります。処分する資金がございませんので、次年度への繰越欠損金となります。

以上、認定第3号について説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、報告第7号を経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） よろしくをお願いいたします。

報告第7号、専決処分の報告について、和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長専決処分について、同法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

議案書の28ページをお願いいたします。あわせて、議案説明資料の22ページから26ページをごらんいただきたいと思います。

平成27年6月1日に、大矢野中央地区農免農道の除草作業中に発生しました自動車物損事故

に伴う和解及び損害賠償額を定めたものでございます。

この事故は、同日9時30分ごろ、大矢野町登立荒木浜の農免農道におきまして、農林水産課臨時職員による除草作業中に、刈払機のはじいた小石が走行中の相手方車両後部座席の窓ガラスを直撃し、これを破損させたものでございます。

損害賠償額は22,594円で、和解の相手方は議案書に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

なお、損害賠償額の全額に損害保険が適用されることとなったこと、また、今後、事故発生防止のため、職員へ作業時における安全策についての指導徹底に努めてまいりますことを御報告させていただきます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、報告第8号を総務企画部長。

○総務企画部長（川端 義孝君） お願いします。

議案書の29ページになります。

報告第8号、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告いたします。

まず、健全化判断比率です。

資金繰りの程度を示す実質公債費比率は、前年度から改善し12.8%となりました。将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す将来負担比率も前年度から改善し、19.2%でした。

財政運営の悪化の度合いを示す実質赤字比率及び地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す連結実質赤字比率は、二つの特別会計で赤字が生じたものの、一般会計及び他の特別会計が黒字だったことにより、全体では黒字となり、該当はございません。

次に、地方公営企業の経営状態の悪化の度合いを示す資金不足比率ですが、全ての公営企業において資金不足の状況はなかったため、該当はございません。

報告は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、報告第9号を経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） よろしく申し上げます。

議案書30ページをお願いいたします。

報告第9号、上天草さんばーる株式会社の経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。なお、上天草さんばーる株式会社は、道の駅登録を機会に、パライゾ上天草株式会社から社名変更されたものでございます。

上天草さんばーる株式会社の経営状況を説明する書類の提出につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、地方公共団体が2分の1以上出資する株式会社は、その経営状況を説明する資料を議会に提出することになっております。そのため、上天草市が約7割を出資しております、上天草さんばーる株式会社の平成26年度決算に関する書類及び平成27年度

事業計画に関する書類を別冊のとおり提出するものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 以上で執行部からの議案内容の説明が終わりました。

これをもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明日2日から6日までは議案研究のため休会し、次の本会議は7日の午前10時から質疑、委員会付託となっております。

なお、一般質問をされる方は本日の午後4時までに通告書の提出をお願いいたします。

質疑をされる方は3日の午後3時までに通告書の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時45分